

国際・国内動向

イタリアの左翼政党と労働組合

高木 督夫

昨年本誌26号(97年春季号)で私なりにイタリア紹介をしているので、ここではいわばその続編としてイタリアの左翼政党と労働組合についての感想的報告を書いてみたい。小論のための説明不足部分は26号論文を参照してほしい。

左翼政党と労働組合

現在イタリアのブローディ中道左派政権が政党連合ウリーボ(「オリーブの木」)を土台としており、その主力部分がPDS(左翼民主党、得票率21.1%。本誌31号宮前論文によると最近DS=「左翼民主」と名称変更。おそらくより広範な中道勢力を包括する動向の1つと考えられるが、詳細が不明なのでここでは旧名称を使用する)であり、それがPCI(旧イタリア共産党)分裂後、その多数派によって形成された明確な社会民主主義政党であることは周知であろう。イタリアの左翼政治勢力を政党と労働組合に視点を合わせて見ると、単純化にすぎ、ある程度不正確であるが、ウリーボの主力であるPDSと3大ナショナルセンター(CGIL、CISL、UIL)のブロック、PCI分裂時の少数派によって結成されたPRC(共産主義再建党、得票率8.6%。現在ブローディ政権にたいし閣外協力。但し議会のキャスティング・ボートを保持しているため発言力はきわめて大)とCGIL左派および諸左派独立労組のブロックに分けることができる。

まずPDS側ブロックについて。かつては最大労組CGILは主力がPCI系、一部社会党系、次位のCISLはキリスト教民主党系などと言われたし、事実いまでもその関係はそれなりに存続しているものの、事態は急変しつつある。1991年PDS結成の影響下でのCGIL第12回大会におけるネオコーポラティズム路

線の確立を契機として、悪化していた3大ナショナルセンターの関係修復が加速、現在包括的な中道左派政治勢力に対応した統一ナショナルセンターの形成が推進されている。(97年11月29日のコリエッレ・デラ・セーラ紙は、PDS党首ダレーマがウリーボに対応する統一ナショナルセンター結成のため、CGILの総書記、UIL総書記、CGILの社会党系幹部等と協議、CISL総書記ダントーニを新ナショナルセンター総書記に就任させるよう働きかけた旨すっぱぬき報道。ダレーマは事実無根との抗議を行ったが、新聞社は拒否。結果は98年初頭のダントーニ立候補声明である。PDSの組合にたいする実質的な指導的影響力を示すものと言えよう。イタリアの労組と政党は制度的には相互に独立・対等で、選挙での組合の政党支持やフラクション活動は存在しないが、歴史的条件下、多数の組合幹部党员を通じての影響力は巨大といつてよい)。

PDS側ブロックの理論・政策・運動を総括的にいえばネオコーポラティズムであり、そのかぎり「93年7月協定」が基本的な重要性をもつことは言うまでもない(本誌26号の拙論参照)。この立場からPDS側ブロックが取り組んだ政策的課題・方向は2つ、1つはイタリア経済の状況から困難視されていたEMU(EU通貨同盟)への創設時加入(98年5月実現)、それを經由してのEU統合下でのイタリア経済の発展と社会民主主義の発展であり、さらには西欧社会民主主義連合組織によるヨーロッパの社会民主主義化の展望であろう。他の1つは「構造的諸改革」(複数名詞。政治・経済・社会面での一つ一つの構造的な欠陥や不合理を民主主義の方向に改革・改良しつつづけていくこと)である。両者は一応別個の問題であるが、内実は不可分の関係にあり、EU統合参

加への強行政策が基軸をなしている。

構造的諸改革

「構造的諸改革」は「改革の積み重ね」および「民主主義の徹底化」と言い換えてもよいもので、そのかぎりでは社会民主主義にとっても、社会主義にとっても共通したものであり、PDS（左翼民主党）はもとよりPRC（共産主義再建党）もこの用語を重視している。イタリアの場合は、社会の歴史的後進性と現代的不合理とがからみ合って致命的な慢性疾患症状が生じているために、とくにこれが重視されざるをえないのである。典型例として「縁故主義」（clientelismo）がある。正規の手続きでは1年半かかってできない電話の架設がコネを使うと1日半でできた、という類の話はイタリアでは余りにも当然すぎることだ。就職、昇進、商売すべてが通常はコネからコネへとつながり動いてゆく。このような不合理は政治の世界で極端に拡大され巨大な害悪を結果せずにおかない。戦後一貫して政権の座にいたキリスト教民主党、とくにその幹部の腐敗汚職（有名なマフィアとの醜関係はその一例）は限度を知らないものであったし、PCI（旧イタリア共産党）を敵視し社会党を反共化させ、キリスト教民主党と組んで首相として長期政権を維持した社会党党首クラクシも彼らと同様、収賄によって政治的分子をついに、また子分を公団や国家特殊会社の経営者に任命することによって一層の金と権力を手に入れたのである。

ミラノ検事団による92年からの政・官・財の汚職摘発、キリ民党や社会党幹部の大量訴追が国民に大歓迎され、訴追の先頭に立ったディ・ピエトロ検事が英雄視されたのも当然だったし、94年春の総選挙でキリ民党が10%レベルに転落し、社会党が実質的な消滅現象を呈したのも当然だった。このような歴史的背景の下ではPDS側ブロックが「構造的諸改革」を推進するのも当然だし、「93年7月協定」が所得・雇用政策、労働協約制度、労組代表制度等の直接的な労組関連問題にかぎらず、研究開発・技術革新、教育・職業教育改革、国際化に対応した金融市場改革、地方産業政策、インフラ整備と公共投資政策、公共料金政策等、国政全般にわたる分野に至るまで、政・労・資三者の参加・協議の対象としたのも当然

といえよう。

問題はPDS側ブロックの「構造的諸改革」の方向が労働者・勤労国民にとって実際に何をもたらすかである。ここには2つの側面がある。1つは、行政や郵便事業に典型的に見られた、かつ改善されつつあるとはいえ現在もまだ大量に見られる極端な無責任・非能率であって、長期間のキリ民党支配下での、政党幹部の無責任・汚職・腐敗の体質が下部労働者まで含めた組織全体に浸透した結果といえる。改革は行政面では市民本意の行政民主化・効率化の方向しかないし、また公社・公共企業体の場合には、民営化を中心に国民に与える利害得失の具体的検討に基づく民主化・効率化が求められた。事実、不十分ながら事態はその方向に進んだし、進んでいる（効率化については再度後述）。ただ国鉄民営化の例のように、労働者の生活と権利の確保をめぐる労使間の紛争が現実には深刻な問題になっている場合があるが、イタリア労使関係の下では労使間交渉の問題として解決可能といえるだろう（日本の国鉄民営化のケースのように、労組破壊を最初から民営化の基本目標の1つとするような野蛮さは、イタリア労使関係下では問題外といってよい）。要するに、この側面の改革方向は、過去の腐敗の累積があまりに巨大深刻であるため、国民の大きな反対がなく比較的無難といえる。

もう1つの側面は老齢年金、とくに勤続基準の退職年金の水準引き下げ、所得政策（賃金抑制）、労働市場の弾力化（パート・派遣労働の導入、増大化）等に見られる「改革」（ないし改悪）である。ここでのPDS側ブロックの主張は、EMU（EU通貨同盟）加入に必要なマーストリヒト基準達成のために、これらが不可避ということなのだが、それはEU統合化が新自由主義を原理としている以上、必然的にEMU後の企業間大競争と外国多国籍企業誘致のためのコスト引き下げという財界の主張を容認することにならざるをえない。これがPDS側ブロックの現在の「構造的諸改革」の基本的方向であり、歴史的腐敗構造にたいする改革の側面はそれと密接に絡みあい、結果的にEU指向の基本的方向を国民に納得させる役割を果たしているように見える。

国際・国内動向

構造的諸改革としての年金改革

イタリアにとってマーストリヒト基準の最大の困難が毎年度の財政赤字であることは言うまでもない（累積財政赤字はGDPの120%強で基準値の2倍を越えているが、これは毎年の赤字縮小の努力が認められれば大目にみてもらえる）。それ故98年5月のEMU加入合否決定を目前にした97年秋の98年度予算案審議が、後述のPRC（共産主義再建党）の反乱による政権危機に見られるように荒れたのも当然であった。予算案の中心は支出削減で、年金、医療、国鉄、郵政、教育、地方自治、公務等軒並みだが、金額の大きさ、長期に渡る国民生活への影響の大きさ、数年来続いている改革議論の関連等から、年金問題が焦点であった。結末となった11月初めの3大ナショナルセンターと政府の合意結果は、PDS（左翼民主党）側ブロックの立場と政策をよく示している。老齢年金は94年からの改革の続行で、改革最終年2000年に男性65歳、女性60歳給付開始（98年は63歳と58歳）。財界非難的である勤続基準の退職年金は従来掛金35年だけが受給資格条件だったのが、96年から年令制限等の改革が入り、今回は改革最終年2008年で、掛金35年で57歳または掛金40年（98年で掛金35年で54歳または掛金36年）になった。またこれも非難的であったが、公務員労働者は掛金男性20年、女性14年6ヶ月だけの資格条件で受給できたものが、民間労働者と同一条件となり、2004年に掛金35年で57歳または掛金38年で合流することになる。さらに年金計算の基準も最終5年間の平均賃金から掛金総額リンクに変更された。

この公務員年金を含む退職年金改革はプローディ政府とPDS側ブロックにとって大きな成功であったといえる。第1、94年秋のベルスコーニ中道右派内閣の年金改革（改悪）が3大ナショナルセンターの300万人をこすゼネスト・デモによって阻止されたのに対し、今回はスト1つなく改革が成功し、国内では3大ナショナルセンター構成員の8割以上が投票でこの政労合意に支持を与えてネオコーポラティズムの前進を認め、国際的にはプローディ政府の改革に対する能力と決意が承認され、財政赤字縮小を通じてEMU加入の成功をもたらしたからである。も

ちろん経営者団体は不満を表明したが、彼らの得た実益からすれば職業的不満というべきだろう。第2、では誰が利益を得、誰が損失を負担したのか。後者はいうまでもなく労働者・勤労国民であり、かつ損失は今後長期間持続しかつ漸増していく。利益を得るのは企業である。90年当時で年金保険の料率は賃金総額の26%強、その80%以上が経営者負担とされているから（数値自体は現在ある程度変化しているはず）、労働コスト低減・企業競争力強化への影響は少なくない。第3、では何故3大ナショナルセンター労働者の大多数が支持を与えたのか。「他国に例を見ない特権的年金」といった財界側の非難がイタリアの組織労働者に影響を与えたとは考えにくい。EU統合の不可避性、EMU加入の必要性、EU統合下の競争と外国多国籍企業誘致の不可欠性、そのための労働コストの引き下げと財政赤字縮小の必要性という、真正面からのPDS側ブロックの政策と説得を受け入れた（後述のようにPRCは既に方針転換をしていた）ことが基本的理由といえる。

第4、では年金改革以外の代替案がありえたか。PRC側ブロックが主張するのは、全面的脱税対策の強行である。イタリアの脱税の凄じさは有名だが、巨額という点は共通するものの（200兆リラを越えるという推定もある）、確実な推定値は無理である。とはいえ、当局の推定年金財政赤字が97年度から2000年度にかけて12,5、16,3、18,9、20,4兆リラだから、脱税対策が大きな成功を取れば、年金問題にかぎらず財政赤字問題全体が様相を大きく変えることは確かだろう。しかし脱税のあまりの広範かつ深刻さのため、全面的な脱税対策強行は政権の崩壊を意味せざるをえず、不可能というのが現在イタリアの常識といってよい。現政府もそれなりの脱税対策を声高に宣伝しながら進めているが、大きな効果は無理と思われる。

EU通貨同盟加入のための改革諸政策の意味するもの

以上の年金改革問題に見られた性格はPDS側ブロックの他の改革諸政策にも共通している。「93年7月協定」の前段としての「92年7月協定」から実際上始められた所得政策による賃金決定の結果、製造

業の時間当たり実収賃金上昇率は、90年から95年にかけて7.2、9.8、5.4、3.7、3.4、3.1%とその引き下げ効果を示しており、製造業実質賃金上昇率は同期間、0.7、3.3、0.2、-0.8、-0.6、-2.0%といったその賃下げ効果を示している。製造業生産労働者の時間当たり労働コストは同期間、17,74、18,60、19,60、16,00、16,16、16,48米ドルであって、EU諸国の中でも上昇抑制、さらに93年以降の低下が際立っている。しかも失業率は90年から96年にかけて、9.1、8.6、8.8、10.2、11.3、12.0、12.1%と高率を維持しており、賃金・労働条件引き下げの役割を果たしている。また派遣労働の開設、パート労働増大化を初めとする労働市場弾力化の改革政策が既存の「闇労働」520万人（94年、イタリア政府推計、「二重労働」128,3万人、イタリアに居所をもたないEU域外国民60,4万人、公共職安を介さない就労者50,9万人、派遣労働など非正規労働226,4万人）が果たしていた役割、つまり不完全就労の増大、それによる完全失業の形態変化を通じての完全失業率の引き下げ、正規就労者の賃金・労働条件引き下げ等の役割を一層強化することも当然であろう。要するに、PDS側ブロックの諸改革政策は、国民とくに労働者の負担増大と引換に、EU統合下の企業の国際競争力強化と外国多国籍企業誘致を成功させることを目標しているといつてよい。それが合理的と認められる条件は、ただ1つ、EU統合下でイタリア経済が発展し、イタリア国民の一層豊かで民主的な生活が実現するということだけである。しかし、果たしてそう言えるのか。EU政治経済とその下でのイタリア政治経済の将来を予測することは、私には不可能なので、常識的な若干の事実とそれに伴う感想だけ記しておこう。

EMU（EU通貨同盟）成立後、EUの金融政策の主導権は、伝統的に通貨価値維持を尊重するドイツ連邦銀行の影響が強く、しかも各国政府に対して独立性の強いEU中央銀行に握られることになった。各国政府の金融政策面での自由度は大きく低下せざるをえない。またマーストリヒト基準も實際上効力を持続することになったので、各国政府の財政政策面での自由度は従来同様制限される。イタリアの場合は過去財政赤字が激しく、最近になって格段の努力

の結果赤字3%のマーストリヒト基準をやっと達成した経緯があり、基準の持続による政府の財政政策の自由度の低下は、他国の場合よりはるかに激しいものになる。さらに基準値の2倍をこえる累積財政赤字の存在が事態を一層厳しくする。要するにイタリアは自国政府の財政・金融政策の自由度を他国より厳しく制限されながら、EU下の大競争に突入するわけだ。このような状況下でのイタリア政府の基本的対応策は、なによりも民間企業の国際競争力の強化であり、同時に外国多国籍企業の誘致でしかない。両者とも当然低労働コスト、良質の労働力、新技術、効率的インフラ等を要求するのであり、ここから前記のPDS側ブロックの諸政策の内容、あるいは「93年7月協定」が研究開発、新育、インフラ整備、公共投資等までを対象にしていたこと、さらに市民本位の行政や公共企業体の改革・効率化さえもが、インフラ整備や国有財産払下げによる赤字財政の支援の側面を有していること等が理解できるのである。

大競争下のEUでは、大企業を先頭とした資本蓄積過程が急激に進み、それなりの経済成長が進行するという予想がEU当局を先頭に、現在の多数派であろう。しかし現代世界の資本主義経済下で自由競争が矛盾なく発展しつづけるとは到底考えられない。社会民主主義は「資本主義経済の維持」、「改革の積み重ね」「民主主義の徹底化」を自らの特徴と主張しているが、今まで述べてきたイタリアでの観察から考えるがぎり、また私に見えるかぎりでの西欧社会民主主義勢力の現在の政策動向や、それと多国籍企業群を先頭とする新自由主義勢力との力関係からすると（EU15ヶ国中13ヶ国の政府に社会民主党が参加しているにもかかわらず）、当面する労働者・勤労国民の国難が大きく改善するのは難しいと考えざるをえない（本誌26号の拙論参照）。労働者・勤労国民の将来を展望する上では、相当以上に長期の視野で問題を考えていく必要性を痛感する。

共産主義再建党と労働組合

PRC（共産主義再建党）とPDSのとの間には、近親憎悪的な側面と統一戦線指向の側面とが併存しているように見える。PRCが歴史的なPCI（旧イタリア

国際・国内動向

ア共産党)の名称を引き継ごうとしたのを、PDSは裁判沙汰にかけて阻止したし、PRCの得票率がPDSの3分の1にも達しなかった時期には、PDS幹部のPRCにたいする軽侮的発言をマスコミでしばしば見かけた。他方PRCのPDSにたいする発言にも罵倒に近いものが少なくなかった。しかも両者は96年選挙では選挙協定を結び、PRCは閣外協力を続けている。その上、前記のようにPRCは国会でキャスティング・ボートを握っており、その影響力は海外から予想される以上に大きい。

97年10月、PRCは予め発表してきた警告に従って年金改悪を中心とする98年予算案に反対、既述したような立場から政府は譲歩を拒否、多数派の地位を失ったウリーボのブローディ首相は辞表を提出、政治危機が生じた。問題は、その直後PRCが態度を逆転、予算案受諾・EMU加入支援を表明、ブローディ政権が存続することになった点である。マスコミでは公党であるPRCの態度豹変、突如とした政策転換を批判する声もあったが、むしろ中道左派勢力とPRCの閣外協力による、一種の統一戦線政権の崩壊が防止されたことへの安堵感を表明したものが多かった。PRC内でも意見が分裂、結局党代表者で長老のコッスツタが書記局を率いるベルティノッティにたいし、ウリーボとの政治的統一の重要性を説得、必ずしも全面的ではないが、一定の意思統一に成功したと伝えられている。確かに近親憎悪と統一戦線指向の両側面が併存し、しかも最終的には理論的に正しい後者の側面が貫徹したとも考えられるし、フランス社会党の勝利と共産党幹部のジョスパン内閣入閣の影響も否定できない。同時にPRCのこのような、かなり激しい不安定さは、一貫した長期的政治方針つまり綱領の欠如に関係しているように私には思われる。今春PRC本部での質問では、当面の党の方針は当然存在するものの、確かに綱領は存在しなかった。率直に言って綱領は無いのではなく、造ることができないのではないかと、という印象は否定できない。運動主体の歴史的・具体的な事情による困難は別としても、きわめて理念的・抽象的なレベルならともかく、社会主義政党の政治理論や政策に一貫した基準を与え、目標としての社会主義とそれに至る道程を一定の具体性をもった理論レベルで

確定することは、現状では不可能に近い困難さなのかもしれない。

98年秋のPRCによる政治危機は、政府との妥協に際して、法定週35時間労働の政府提案という産物を生みだした。PRCは以前から要求していたのだが、国会通過の可能性のなかったものが、妥協の産物として突如浮上したわけである。財界はもとより反対だが、実際にはPDS側ブロックにしても、既述の立場からすれば当然消極的である。ただ高失業率下、フランスの影響もあり労働時間短縮に誰も真正面から反対することはできない。結局、原則は賛成だが、要は時期と施行のやり方だということで、フランスの場合と異なり実質的な引伸しや骨抜き、つまり現実対応的柔軟化による難航が予想されている。

PRCと労働組合の関係をPRC側ブロックという用語で表現すると、かなりの誤解を生ずるだろう。個人的印象だが、PDSの最大ナショナルセンターCGILへの影響力は組合幹部党員（とくに上・中級幹部）を軸としており、組合組織に沿って上から下へと流れていく。CGIL大会代議員はほぼ中級幹部以上だから、大会レベルで見るとかぎりPDS系主流派が圧倒的である。これに対しPRCは職場に近い下級組合幹部ないしいわゆる活動家に依拠している。だからデモなどに大きな動員力をもっているが、大規模な組合組織に上から網をかぶせて動員するというのは少ない。むしろ労働者大衆の自然発生的とも見える闘争に乗っかり、それが発展するように激励するといった感じである。PRCと労組との関係の範囲では、主役はむしろ上記のような意味での組合側であろう。この点はかなり注目すべきである。

イタリアはストが多い国である。雇用者1人当たり労働損失日数は94年で伊0.24、英0.01、仏0.03、独0.01、米0.04、日0.00日であり、96年で（雇用者数は94年のもの、仏のみ数値不明のため除外）それぞれ0.14、0.06、0.00、0.04、0.00日で、ダントツである。最大の理由は伝統的な労働組合主義の意識・慣行とそれを保障する制度であろう。わが国では左右を問わず今でも労働組合主義を労使協調主義とする受取り方が横行しているが、誤りというしかない。労働者の経済的・社会的・政治的利益と権利を守るため経営者や当局と交渉し、話がまとまらなければ

実力でたたかうというこの立場は、労働者の利害だけにとられる視野の狭さという欠陥を有するものの、自然発生的であるだけに広範で根強い闘争の基盤である。例えば前記の勤続基準の退職年金だが、局外者から見て「特権的既得権」という財界の非難が、全面的に的はずれとも言いきれない感じがする場合もある。しかも数年続いてきた反対闘争の執念深さ、頑強さには、感心を通り越してエゴイスティッ

クな印象さえ受けたものである。このような頑強な労働組合主義がイタリア労働組合運動の基盤になっており、PRC側ブロックの背景になっている。個人的な推測になるが、イタリアの場合、組合主義的運動の中から、組合主義を乗り越える組合や政党の活動家が大量に育ち、職場や地域の運動を支えているというように考えられる。

(理事・法政大学名誉教授)

イギリスにおける最低生活保障の動向

唐鎌 直義

最低生活保障の課題

最低生活保障というと、日本では今日でも「所得の最低限を保障すること」と理解されるのが普通である。勤労者に対する最低賃金制とか貧困層に対する生活保護の最低生活費、高齢者に対する最低保障年金などとしてである。これらはどれも、貨幣の量の大きさを示される「所得」もしくは「収入」のことを指している。しかし庶民の生活にとって、貨幣の第一義的な意味は流通貨幣としての役割を果たすことであって、堆蔵貨幣としての役割ではないから、単純に金額が多く保障されれば良いというものではない。その金額（貨幣の量）によって保障される生活の水準や内容がどのようなものであるか、が重要なのである。

所得または収入の大きさを生活の水準を予想することは、誰にでも比較的容易なことなのだが、それは既存の生活様式（生活構造）を表象に浮かべることができるからである。貨幣の量は、貨幣の使われ方を前提に置くことで、生活の質をも表現するようになる。このように、生活の「最低」とか「標準」といった概念を考える場合、大切なのは貨幣の量（つまり所得または収入の大きさ）だけではなく、その貨幣量でどのような生活を送ることができるのか、ということと併せて考えることである。

戦後民主主義のもとで形成されてきた諸制度が、「グローバル・スタンダード」（世界的統一基準）や

「規制緩和」政策によって解体されようとしている今日、国民生活を守る視点からは「最低限保障」の重要性が一層高まってきている。その際、単純に所得または収入の大きさだけを論じていたのでは、現在の日本の庶民生活を、その外部から市場を通じて型枠のなかに押さえ込んでいる生活様式そのものの問題点を看過することに繋がりがかねない。最低生活保障の課題は、つとに生活様式（または生活構造）の点検や反省に求められなければならない。

イギリスの最低生活保障は、庶民生活の構造を考慮して、日本よりも複眼的に作られている点に特徴がある。商品経済社会である以上、結局は所得または収入の保障に行き着かざるを得ないのだが、そこに至る筋道が複数考案されており、そうした施策が総合されて最低生活を保障する仕組みになっている。以下、その仕組みの概略を説明することにしたい。

1) 所得援助 (Income Support) 制度

1988年から新たにスタートした公的扶助制度で、申請し易さを考慮することでステイグマ（恥辱感）を緩和した補足給付 (Supplementary Benefit) 制度を受け継いだものである。最低生活保障の中心的役割を担っている制度である。

グレート・ブリテンに居住する18歳以上の、週に16時間以上働いていない、この制度が定める基準額未満の収入（週給表示）しかない人を対象とする制度である。租税を財源とする非拠出制の制度である